

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

再雇用規程

令和2年12月9日施行

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

## 社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会再雇用規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第40条第2項、非常勤職員就業規則第30条第2項、介護職員就業規則第11条第2項に基づき定年退職後に再雇用される者の取り扱いについて定める。

### (職種)

第2条 再雇用する者の職種は、本人の希望、技能、経歴、資格、健康状態並びに雇用状況を総合的に勘案し、決定する。

### (手続き)

- 第3条 再雇用を希望する者は定年の6カ月前までに再雇用申請書（様式第1号）を提出すること。
- 再雇用希望申請書が提出された際は、再雇用希望者の課長は意見書（様式2号）を作成し会長へ提出。ただし、希望者が課長の場合は事務局長、事務局長の場合は課長が提出する。
  - 再雇用の可否については、申請書の受理後、会長が次に定める基準に従い審査するとともに、事務局長又は課長よりの意見書をふまえ、該当する者を再雇用する。
    - 引き続き勤務することを希望していること
    - 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
    - 無断欠勤がないこと
  - 会長は前項の申請書を審査し、再雇用する必要があると認める場合は、本人に対して再雇用通知書（様式第3号）を交付しなければならない。

### (期間)

第4条 再雇用の契約期間は1カ年の契約とし、その後本人からの退職の申し出又は能力、健康、を考慮の上1年毎に更新できるものとする。

### (労働時間)

第5条 再雇用の労働時間は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会就業規則第16条、第17条、第18条、第19条及び宮古島市社会福祉協議会介護職員就業規則第12条による。

### (賃金、手当等)

第6条 この規程により雇用された職員の賃金、手当等について、非常勤職員については非常勤職員就業規則、介護職員については介護職員給与規程を適用する。

### (休暇)

第7条 休暇は社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会非常勤職員就業規則 第14条、第15条、第16条、第17条又は宮古島市社会福祉協議会介護職員就業規則第17条とする。

### (福利厚生)

第8条 再雇用者の福利厚生は、健康保険、厚生年金保険、介護保険、労災保険、雇用保険等については、関係法令の規定を適用する。

(退職)

第9条 再雇用者が次の各号に該当するときは退職とする。

(1) 死亡したとき

(2) 雇用期間が満了し、更新しないとき

(3) 65歳の満年齢に達した年度の末日

(4) 自己の都合により退職を希望するとき

(5) 本会の就業規則第42条、非常勤職員就業規則第28条、介護職員就業規則第10条に該当し、懲戒解雇となったとき

2 前項4号により退職しようとするときは、その日の30日前に書面により申し出て、会長の承認を得なければならない。ただし、退職金は支給しない。

(規程等の準用)

第10条 この規程に定めのない事項については、労働基準法又は本会の就業規則、非常勤職員就業規則、介護職員就業規則による。

(規則の改廃)

第11条 この規程を改廃しようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

第3、6、8～12条の改正、第8、14条の挿入、附則の挿入

附則 この規程は、平成30年11月1日より施行する。

第5条の改正、第12条の改正

附則 この規程は平成31年4月1日から施行する。

第4条、第14条第1項第3号の改正

第3条第4項、第10条第1項第4号、第10条第2項の挿入

様式第3号の制定

附則の挿入

附則 この規程は令和元年7月1日から施行する。

別表1の改正、附則の挿入

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表1 再雇用給与表(第6条関係)の改正(沖縄県の最低賃金に伴う改正)

附則の追加

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 再雇用給与表(第6条関係)の改正(介護員(生活相談員)の新設)

附則の追加

附則

この規則は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日より適用する。  
第7条第1項語句の削除、第7条第2項の挿入、附則の追加

附則

この規則は、令和2年12月9日から施行する。

上記の施行日に在職している職員に対し1回限り新型コロナウイルス感染症対策慰労金として100,000円を支給する。

但し、沖縄県が実施する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」及び宮古島市が実施する「宮古島市介護サービス事業所・施設等職員支援金支給事業」対象の職員は除く。

第6条語句の変更、第6条第2項、第7条～第11条の削除、第12条～第16条の繰り上げ、第9条第2項の挿入、第11条語句の変更、別表1、別表2、別表3の削除、附則の挿入

## 再 雇 用 申 請 書

申 請 者	申請日	年 月 日	定年(退職)期日	年 月 日	
	所属課			事業名	
	職名			住所	
	氏名	フリガナ	印	生年月日	年 月 日
	所有資格等				
現在の業務内容					

再雇用規程に基づき、定年後の雇用継続を申請いたします。

再雇用希望日	年 月 日	希望継続期間	年 月 日まで
希望職種 又は業務			
要望事項			

受 付 印 欄

供 覧	会長	副会長	事務局長	課長

用紙のサイズはISO 216(国際規格)、JIS P0138(日本工業規格)によるA4サイズとする。

再雇用申請に伴う意見書

意見者	記入年月日		氏名	印			
	課名		職名				
申請内容	申請日	年 月 日	定年期日	年 月 日			
	所属課		事業名				
	職名		住所				
	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日			
	所有資格等						
	現在の業務内容						
	再雇用希望日	年 月 日	希望継続期間	年 月 日まで			
	希望職種等						
	要望事項						
	意見等	勤務状態	優・良・可・不可	特記事項			
業務の状況							
健康状態		直近健康診断の写しを添付のこと					
総評		再雇用について					
		職種について	希望職種の 場合	事由			
			希望職種 以外の場合	事由			
		雇用形態					
	賃金						
備考							
決 済	決 済 印 欄	会長		副会長		事務局長	
		承認	不承認	承認	不承認	承認	不承認
	意見・条件等						

用紙のサイズはISO 216(国際規格)、JIS P0138(日本工業規格)によるA4サイズとする。

再 雇 用 通 知 書

( 雇 用 者 氏 名 )

年 月 日

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

会 長

印

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会再雇用規程による非常勤職員を命ず。

雇用するにあたり、労働条件は下記のとおりとする。

雇 用 条 件

所 属	
職 名	
雇 用 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
雇 用 形 態	
業 務 内 容	
勤 務 時 間	
休 日 等	
有 給 休 暇	社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会 再雇用規程第13条による
割 増 賃 金	社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会 再雇用規程第8条による
期 末 手 当	支給しない
諸 手 当	社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会 再雇用規程第6条、第7条による
賃 金	社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会 再雇用規程第7条による
賃 金 等 締 切 日 支 給 日	社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会 再雇用規程第15条による
退 職 金	支給しない
そ の 他	

用紙のサイズはISO 216(国際規格)、JIS P0138(日本工業規格)によるA4サイズとする。

